**堺市個人情報の保護に関する法律施行条例（抜粋）**

（個人情報保護審議会）

第１３条　次に掲げる事務を行うため、堺市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

　(1) 法第１０５条第３項において準用する同条第１項又は堺市議会個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第３３号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第４６条第１項の規定による諮問（第１７条及び第２３条において単に「諮問」という。）に応じ、調査審議すること。

　(2) 次項又は議会個人情報保護条例第５１条の規定による諮問に応じ、審議すること。

２　実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前２号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

３　審議会は、必要があると認めるときは、個人情報保護制度の運営に係る事項について、実施機関及び議会に意見を述べることができる。

　（組織及び委員）

第１４条　審議会は、委員７人以内で組織する。

２　委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

３　委員の任期は、２年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

５　委員に支給する報酬の額は、日額１３，５００円とする。

（部会）

第１５条　審議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

　（組織及び運営に関する委任）

第１６条　前２条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

　（審議会の調査権限）

第１７条　審議会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関並びに議会及び本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成１５年法律第１１８号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人をいう。）（以下これらを「諮問実施機関」という。）に対し、諮問に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された保有個人情報の閲覧又は写しの交付を求めることができない。

２　諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、諮問に係る保有個人情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

　（意見の陳述等）

第１８条　審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　審査請求人又は参加人は、前項本文の規定により意見の陳述の機会を与えられたときは、審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

　（意見書等の提出）

第１９条　審査請求人等は、審議会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第２０条　審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第１７条第１項前段の規定により提示された保有個人情報について閲覧（当該保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合にあっては、これに準ずる方法を含む。）をさせ、同条第４項の規定により調査をさせ、又は第１８条第１項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

　（提出資料の閲覧等）

第２１条　審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

　（調査審議手続の非公開）

第２２条　審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第２３条　審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、当該答申の内容を公表するものとする。